

中小企業等組合対象講習会 開催概要

1. 目的

事業者の組織体である中小企業等組合においては、組合員の構成や執行部体制が時代の流れとともに変遷し、組合実務を担う組合事務局においても適宜交代が行われているなか、中小企業等協同組合法等の法令や定款をはじめとした各種規定に基づき、適切な管理運営を行うことが求められています。そこで、組合執行部および職員の皆様を対象に、組合組織の根幹となる「定款」について、その原理原則や解釈・考え方に対する理解を今一度深めていただくことを目的とした「中小企業等組合対象講習会」を開催します。

2. 開催日時・場所

日 時：令和8年3月3日（火）14時00分～15時45分

場 所：草津市 クサツエストピアホテル 2階「瑞光の間」

※WEB参加も可能（ハイブリット形式）です。

3. 内容

テーマ：『再理解！組合定款の原理原則と規定事項の解釈・考え方』

中小企業等協同組合法等の法令に基づき作成される組合定款の原理原則について説明させていただくとともに、定款についてよく相談をいただく事項についての解釈・考え方を併せて解説いたします。

講 師：滋賀県中小企業団体中央会 指導課

4. 備考

○現地参加の定員を超えた場合、参加人数の調整をお願いする場合があります。

○WEB参加については、講習会の前日の3月2日（月）午前中にセミナー参加用URL及び講演資料をメール送信いたします。そちらに記載されたウェビナーURLからご参加ください。

（※）講習会前日午後になってもメールが届かない場合は下記まで連絡をお願いいたします。

○WEB参加される場合、下記内容にご注意をお願いいたします。

- (1) ウェビナーの録画、録音、撮影は一切お断りいたします。
- (2) ウェビナー開催中、参加者全員の音声は事務局にてミュート設定させていただきご発言はできません。
- (3) WEB参加の方からの質疑応答はチャット機能を使用いたします。質問の内容及びお時間によっては回答できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

5. お申込み

2月25日（水）までに、別紙に必要事項を記載しFAXでお申し込みいただくか、下記メールアドレスに、「組合名（所属名）、役職名、お名前、連絡先電話番号、現地参加・WEB参加のいずれか」を記載いただき、メールにてお申し込みください。なお、中央会ホームページ及び申込書記載のURLおよびQRコードからも申込可能となっています。

6. お問合せ先

滋賀県中小企業団体中央会 指導課（担当：堀田）

TEL：077-511-1430 FAX：077-502-0111

メール：hotta@chuokai-shiga.or.jp



滋賀県中小企業団体中央会 指導課 堀田 宛

FAX : 077-502-0111

中小企業等組合対象講習会 参加申込票

令和 8 年 月 日

組合名(所属名) _____

連絡先電話番号 _____

役職名	お 名 前	メールアドレス	参加方法 (○印を付けてください)	
			現地参加	WEB 参加

※メールまたは中央会HP、下記URLおよび下掲コードからもお申し込みも可能です。

【メールでのお申込みの方法】

担当者メールアドレス(hotta@chuokai-shiga.or.jp)に「組合名(所属名)、役職名、お名前、連絡先電話番号、現地参加・WEB参加のいずれか」を記載いただき、メール送信ください。

【中央会HPでのお申込み方法】

滋賀県中小企業団体中央会ホームページにアクセスいただき、「お知らせ」⇒「中小企業等組合対象講習会の開催について」⇒「参加申込はコチラ」より必要事項を入力の上、お申込みください。

【下記URL、下掲コードからのお申込み方法】

下記URLにアクセスいただくか、下掲コードを読み取っていただき、必要事項を入力の上お申し込みください。

(参加申込 URL)

(参加申込用コード) <https://x.gd/1EpuX>

